

熊本県保険医協会 F A X 情報（その4）

2020年8月13日発行：（一社）熊本県保険医協会

令和2年7月豪雨の被災者の一部負担金の還付等に関するQ&A

令和2年7月豪雨の被災者の医療保険（市町村国保・後期高齢者医療）の一部負担金の還付等に関するQ&Aが厚労省から出されましたので、主なものを抜粋してお知らせいたします。

協会けんぽも還付申請に応じる旨、協会けんぽ熊本支部に確認済みです。

還付申請に係る具体的な手続き等につきましては、被保険者がお住まいの市町村又は協会けんぽ熊本支部（TEL:096-340-0260）までお問い合わせください。

上記以外の保険者につきましては、各保険者までお問い合わせください。

なお、被災者の一部負担金の免除基準に係るQ&A（例：一部損壊の場合の免除判定の有無、免除基準の中の「収入」の定義など）も示されておりますので、必要な方は下記のHPをご参照ください。

【出典】

熊本県HP：「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いに関するQ&Aについて」
（令和2年8月7日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）
https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_20227.html?type=top

問1. 一部負担金の還付手続きにはどのような書類が必要になるか。

（答）一部負担金の免除の要件に該当する者がすでに医療機関等に支払ってしまった一部負担金の還付を受けるに当たっては、被保険者がお住まいの市町村（後期高齢者医療の場合は市町村を通じて後期高齢者医療広域連合）に還付申請書を提出する必要がある。還付申請書を提出する際には、以下の書類を併せて提出する必要がある。

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方の場合
→ 罹災証明書（保険者が不要と判断するときは必要としない）
- ・主たる生計維持者が死亡した場合
→ 死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病（1ヶ月以上の治療を有すると認められるもの）を負った方の場合
→ 医師の診断書
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
→ 警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
→ 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
→ 雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

具体的な運用の詳細については、各保険者において適宜判断していただくこととなる。

※上記取扱いについては、一部負担金免除証明書の交付が完了していない期間（一部負担金免除証明書の発行の受付を開始していない期間を含む）における取扱いとする。免除証明書の交付が行われた場合には、上記の書類に代えて、

- ① 一部負担金免除証明書（市町村からの免除証明書の交付をまだ申請していないときには、免除申請書とその添付書類）
- ② 医療機関等が発行した領収証等、支払った一部負担金の額が確認できる書類の両方を提出する必要がある。

問2. 還付額は、領収証に記載されている金額を還付するのか、それともレセプト情報から自己負担分を計算するのか。

(答) 領収証により保険診療に係る一部負担金の額を確認して還付する。

問3. 還付の対象となる一部負担金はいつ時点からか。

(答) 令和2年7月豪雨による災害に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された日以後の受診に係る一部負担金が対象となる。

【編注】熊本県内の災害救助法適用市町村

〈災害救助法の適用日：令和2年7月4日〉

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

〈災害救助法の適用日：令和2年7月6日〉

荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町

問4. 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯は一部負担金免除の対象となるのか。また、長期避難世帯と認定されていない場合で、避難指示を受けている場合等は対象となるのか。

(答) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された場合、免除要件である「住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方」の「これに準ずる被災をされた方」に該当するため、一部負担金免除の対象として差し支えない。

また、長期避難世帯と認定されていない場合においても、長期にわたり自らの住居に居住できない事実その他の事情を勘案したうえで、保険者において免除が必要と判断する場合は、一部負担金免除の対象として差し支えない。